

日の出町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 28 日

告示第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日の出町認知症初期集中支援推進事業実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 8 条に規定する日の出町初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援チームの設置に関すること。
- (2) 支援チームの活動内容および活動状況に関すること。
- (3) 認知症に関する関係機関及び関係団体との連携に関すること。
- (4) 支援チームの活動等に関し必要な事項
- (5) その他認知症支援において必要と認められること。

(組織)

第 3 条 支援チームの公正、中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて町長が選定する。

2 委員会には、医療、保健、福祉に携わる関係団体のみならず、地域住民も参加することを図る。

3 前各号により構成員として次に掲げる者のうちから 10 人以内で委嘱する。

- (1) 医療、保健、福祉に携わる職能団体（医師、歯科医、看護師、介護支援専門員、リハビリ職等）
- (2) 上記以外の地域の社会的資源や地域における相談事業等を担う関係者
- (3) 前各号以外で認知症ケアに関する学識経験者

4 委任の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき健康課高齢支援係において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。